

成 26 年度第 2 回天塩町農業委員会総会議事録

| | | | |
|---|----------------------|--|-----|
| 招 集 年 月 日 | 平成 26 年 5 月 29 日 (木) | | |
| 招 集 場 所 | 天塩町役場 3 階委員会室 | | |
| 開 閉 日 時 及 び 宣 告 | 開 会 | 平成 26 年 5 月 29 日 (木) 午前 10 時 00 分 | |
| | 議 長 | 会長 中 嶋 康 治 | |
| | 閉 会 | 平成 26 年 5 月 29 日 (木) 午前 10 時 40 分 | |
| | 議 長 | 会長 中 嶋 康 治 | |
| 応召招集委員 及び出席委員 並びに欠席委員 出席 9 名 欠席 2 名 (凡例) ○ 出席 ● 欠席 | 議席番号 | 氏 名 | 出欠別 |
| | 1 | 満 保 豊 | ○ |
| | 2 | 黒 川 益 毅 | ○ |
| | 3 | 佐 藤 博 幸 | ● |
| | 4 | 奥 山 稔 | ○ |
| | 5 | 鎌 田 英 樹 | ○ |
| | 6 | 川 端 英 嗣 | ● |
| | 7 | 山 本 俊 榮 | ○ |
| | 8 | 湯 沢 敏 孝 | ○ |
| | 9 | 吉 田 謙 司 | ○ |
| | 10 | 宍 戸 栄 一 | ○ |
| | 11 | 中 嶋 康 治 | ○ |
| 議事録署名委員 | | 議席番号 9 番 吉 田 謙 司 10 番 宍 戸 栄 一 | |
| 職務のため議場に出席した者の職氏名 | | 事務局次長 橋 田 仁 司 総務係長 菅 雅 彦 総務係主査 岩 花 英 樹 | |

平成26年度第2回天塩町農業委員会総会

議長 ただいまの出席委員は、9名であります。定足数に達しておりますので、
ただいまから平成26年度第2回天塩町農業委員会総会を開催します。

議長 これから本日の会議を開きます。はじめに、議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は、会議規則第15条第2項の規定により議長に
おいて

9番 吉田謙司君

10番 穴戸栄一君

を指名します。

次に、会期決定の件を議題といたします。

本総会の会期は、本日一日間としたいと思っております。これにご異議ありませんか。

全員 異議なし。

議長 異議なしと認めます。従って、本総会の会期は本日一日間と決定しました。

議長 次に、議案第1号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項による計画書の決定について」を議題とします。事務局より内容の説明を求めます。

事務局 ただいま議題となりました議案第1号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項による計画書の決定について」その内容をご説明申し上げます。

まず、利用権設定の案件から総括表に基づき説明申し上げます。2ページをご覧ください。

整理番号3-1ですが、 から に貸し付けるものです。

この案件は、期限到来による更新の案件となっております。

整理番号3-2は、 から に貸し付けるものです。

この案件は、新規の案件となっております。

なお、条件面についてはご覧の総括表のとおりとなっております。

以上よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議長 ただいま事務局より説明のありました貸借の質疑を行います。

全員 ありません

議長 質問なしと認めます。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

全員 異議なし。

議長 異議なしと認めます

よって、本件は原案のとおり決定されました。

次に議案第2号農地法第5条による許可申請について」を議題といたします。
事務局より内容の説明を求めます。

事務局 ただいま議題となりました議案第2号「農地法第5条による許可申請について」ご説明申しあげます。

別記第4号様式 意見書の書式に基づいてご説明申しあげます。8ページをご覧ください。

貸主は となっており、借主については、 となっており、土地については、 番 となっており、転用面積については、 m^2 となっており、転用目的は土採取で、工期は、平成 年 月 日より平成 年 月 日となっており、一時転用であり採取後は農地に復元することとなっております。

農地区分ですが、農振農用地区域内農地であります、3年以内の一時転用であり、復元後は農地として活用するので問題ないと考えております。資力については、残高証明書の添付があるので問題ないと考えます。

その他の区分については、ご覧のとおりとなっております。総合意見としては、許可相当としております。

以上よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

議長 これより本件に対する質疑を行います。

全員 ありません

議長 異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

全員 異議なし。

議長 異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり決定されました。

次に議案第 3 号「農地法第 4 条許可申請について」は、奥山委員の案件がありますので、農業委員会法第 24 条第 1 項の議事参与の制限に基づき関係委員の退席を求めます。

それでは、委員の利害に関する案件について事務局より内容の説明を求めます。

事務局 ただいま議題となりました議案第 3 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」ご説明申し上げます。

別記第 4 号様式意見書の書式に基づいて説明申し上げます。19 ページをご覧ください。

当該案件は、申請者 申請地番は字 番 転用面積は m^2 となっております。転用目的は、D 型ハウスの建設並びにその後における農機具等の運搬作業用通路等で、永久転用となっております。

農地区分ですが、農振農用地区域内農地であります。建造物が農業用施設であり、天塩町農業振興地域整備計画の土地利用計画の変更も済んでいることから転用については、やむを得ないものと考えるところです。資力については、自己資金で対応することとなっておりますが、預金通帳の写しが添付されておりますので、問題ないと考えます。その他の区分については、ご覧のとおりとなっております。総合意見としては、許可相当としております。

以上よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

議長 これより本件に対する質疑を行います。

全員 ありません。

議長 異議なしと認めます。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することにご異議はございませんか。

全員 異議なし。

議長 異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり決定されました。

退席となっている関係委員は席にお戻りください。

以上で本総会に付された案件は全て終了しました。

お諮りします。これにて、本日の会議を閉会いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

全員 異議なし。

議長 異議なしと認めます。

以上をもちまして閉会といたします。

平成26年5月29日

署名委員

(9番) 吉 田 謙 司

(10番) 宍 戸 栄 一